

寒川町特定保育所における保育の利用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年2月7日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第5号

寒川町特定保育所における保育の利用等に関する規則の一部を改正する
規則

寒川町特定保育所における保育の利用等に関する規則（平成27年寒川町規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。